



令和7年1月10日
内閣府政策統括官(防災担当)

災害ボランティア活動に係る交通費補助事業の募集を開始しました

近年、災害が激甚化・頻発化する中で、災害時には多くのNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体が被災地に駆けつけ、きめ細かい被災者支援活動を行っていただいております。このような支援活動の活性化を図るために、支援に駆けつける被災者支援団体の交通費を補助するための「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金(被災者支援団体への交通費補助事業)」について、令和7年1月10日より募集を開始いたします。

<補助内容> ※別紙参照

- ・補助金額 申請1件当たり上限50万円
- ・補助対象活動 令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受入れが行われている地域で被災者を支援する非営利活動を対象とする。
- ・補助対象期間 令和7年1月10日(金)から令和7年3月31日(月)
- ・補助対象費用 対象活動へ参加するために発生する交通費(ボランティアバス等の運行にかかるバスチャーター代、鉄道・航空機等による移動に係る経費)



ロゴマーク

<応募方法>

- ・応募方法 詳細は以下内閣府ホームページ「被災者支援団体への交通費補助事業について」を御覧ください。
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/kotsuhogyojigyo.html>
- ・応募期間 令和7年1月10日(金)から令和7年1月31日(金)正午まで

本件問合せ先：内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付 小林、大場、藤原
TEL：03-3502-6984

事業概要

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中で、高齢化・過疎化が進む我が国においては、NPO・ボランティア団体等の被災者支援団体が被災地に駆けつけ、災害時にきめ細かい被災者支援を行っている。
- 被災者支援団体による活動の活性化を図るために、**支援に駆けつけるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費を補助する。**

補助内容

- 【 補助金額 】 **申請 1 件当たり上限50万円** ※複数回の申請を妨げない
- 【補助対象活動】 令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受入れが行われている地域で被災者を支援する非営利活動を対象とする。※1
- 【補助対象期間】 令和7年1月10日（金）から令和7年3月31日（月）
- 【補助対象費用】 **対象活動へ参加するために発生する交通費**※2

※1 既に終了した活動であっても支給の対象とすることができる。

※2 対象区間は出発地から目的地（活動場所）までの往復の交通費とし、ボランティアバス等の運行にかかるバスチャーター代、車両レンタル費、ガソリン代、鉄道・航空機等による移動に係る経費を対象とする。

応募方法

【 応募方法 】 詳細は右の二次元バーコード「被災者支援団体への交通費補助事業について」を御覧ください。

【 応募期間 】 **令和7年1月10日（金）から令和7年1月31日（金）正午まで（必着）**

詳細はこちら👉



事業イメージ

